

「スポーツ基本計画の策定について（中間報告）」に関する意見募集への意見書

2012年（平成24年）2月10日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 スポーツ権の具体的な内容を明らかにすべきである。
- 2 安全対策の発展のために、事故調査機関を設立し、事故のデータ収集、調査、事故原因究明、再発防止措置などを検討できるようにし、そのデータ等を一般に情報公開すべきことを盛り込むべきである。
- 3 事故後の補償、保険の充実・改善を検討すべきことを盛り込むべきである。
- 4 スポーツ団体のガバナンス強化と透明性向上のため作成されるガイドラインの内容を明らかにすべきである。また、外部委員の選任（特に弁護士・会計士・税理士）及び、基本情報の情報公開制度を盛り込むべきである。さらに、これら制度導入促進のため団体の優遇措置を盛り込んだ基本計画を立てるべきである。
- 5 スポーツに関する紛争（事故であろうが、セクハラ、選考問題等全ての紛争）について、仲裁制度または調停制度が広く利用できるように、改めて制度設計、仲裁等の利用促進のための団体の優遇措置を盛り込んだ基本計画を立てるべきである。

第2 意見の理由

1 スポーツ権について

スポーツ基本法は、前文で「スポーツは、世界共通の人類の文化」であり、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」と、更に、2条1項で「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である」と定め、スポーツ権が全ての人々に認められていることを明記している。そして、3条で国の、4条で地方自治体の責務として「基本理念（省略）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」と規定している。

しかし、スポーツ権の具体的な中味については、何ら規定されておらず、追って定められる「スポーツ基本計画」に委ねられている（9条）。

ところが、示された「スポーツ基本計画の策定について（中間報告）」（以下「中間報告」という。）では、この点に関する記載が全くなされていない。国や地方公共団体に、ある程度の裁量は認められるとしても、全くの自由裁量ではなく、国や地方公共団体も拘束され、違反すれば司法救済を受け

られる「スポーツ権」の具体的な中味についてできる限り明記すべきである。また、スポーツの現場において、セクシャルハラスメントや暴力が一向になくなることについては、当連合会の2010年（平成22年）8月20日付の意見書でも指摘した通りであるが、これらの権利侵害を未然に予防するためにも、スポーツ権の具体的な内容が明らかにされるべきである。

スポーツ権の具体的な中味について記載がなされないままであれば、国や地方自治体の行うスポーツ政策に広い自由裁量が認められることになってしまい、「スポーツ基本法」において「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である」と「スポーツ権」を明記した意義が没却されかねない。この点について、再考を求める。

2 安全対策について

スポーツ事故について、スポーツ基本法では、前文で「安全かつ公正な環境の下で...スポーツに親しむ...機会が確保されなければならない」、2条4項で「スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない」、5条1項で「スポーツ団体は...スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする」、さらに14条で「国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされている。

スポーツ事故の発生を防ぐためには、過去にどのようなスポーツ事故が発生しているのか、事故件数、事故内容、事故原因等の調査を踏まえ、更にその調査を前提とした事故再発防止策を検討することが不可欠である。

しかし、「中間報告」17頁2行目以下でも示されているとおり、「現在、スポーツ事故・外傷・障害等の全般的な状況を示すデータは存在しない」。

スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」の支給内容や、独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している「災害共済給付」からみられる学校管理下（大学や社会人等は対象外）における災害事例をみれば、一定程度の事故件数等は把握できるが、それでは保険の未加入者や大学社会人等のスポーツ事故は対象外となっており、スポーツ事故の全体数は把握できていない。また、事故原因や事故対策については、スポーツ事故全体を見据えた十分な調査や検討がなされておらず、また、十分な情報開示もな

されていない。

これでは到底、効果的なスポーツ事故の再発防止対策をとる事はできない。

「中間報告」では、「国は、独立行政法人、大学・研究機関、スポーツ団体、民間事業者等と連携を図りつつ、全国的なスポーツ事故・外傷・障害等の実態を把握し、その原因を分析して、スポーツ事故・外傷・障害等の確実な予防を可能にするスポーツ医・科学の疫学的研究の取組を推進する」（17頁34行目以下）とされているが、そもそも国のどの省庁が責任を持つのか明らかでない上に、学校事故については「独立行政法人日本スポーツ振興センターは、災害共済給付業務から得られる学校の管理下における災害事例について、医学・歯学等の専門家と連携しつつ、調査・分析を行い、学校関係者等に情報提供を行う」ともされ（10頁17行目以下）ている。

これではいったどこが調査研究の最終責任を持っているのか明らかでなく、責任の所在が明確でない。

スポーツ事故調査を実効あらしめるためには、いくつもの組織がバラバラにスポーツ事故の調査研究を行って責任の所在も明確ではなく、調査や検討も不十分なままとなってしまう危険がある。スポーツ事故全般について原因究明・検討・対策を行う独立の専門調査機関を設置すべきである。

この点、航空機事故・列車事故については先例として運輸安全委員会が設置されており、参考に値する。なお、文部科学省のスポーツ安全対策・指導内容についてもチェックする必要があり、調査機関については文部科学省からも独立した組織であることが求められる。

さらに、調査内容について公正さの担保を行うと共に、調査結果の活用を促すため、調査によって得たデータや調査結果等については事故関係者だけではなく、一般にも開示し自由に閲覧できる制度とすべきである。

また、スポーツ事故再発防止について努力義務を科されたスポーツ団体においても、事故調査に協力する義務や事故情報の開示について明記すべきである。このような調査に協力しない、あるいは事故情報を開示しないスポーツ団体については、国や地方公共団体からの調査や指導を実効あらしめるため、支給されている補助金や税の優遇措置について不利益を受ける場合があることを明記すべきである。

3 事故後の補償、保険の充実について

スポーツの振興を図るためには、スポーツ事故の再発防止を図ると共に、現に事故に遭った被害者について十分な救済を図る必要がある。

「中間報告」では、事故の再発防止については一定の規程がなされているが、スポーツ事故の被害者救済については何ら触れられていない。

しかし、スポーツ基本法がスポーツ振興を目指しているものである以上、スポーツ事故被害者救済を放置したままでは、スポーツを安心して親しむことはできず、スポーツ振興を果すことはできない。

現在、スポーツ被害者が受けることのできる補償や保険給付は、重症障害や死亡事故の場合の補償として十分ではなく、このような事案については訴訟等の紛争に発展する場合も存する。スポーツ事故被害者の置かれている被害状況、補償制度や保険内容についても十分な調査検討を行い、望ましい補償制度・保険制度についても検討すべきである。

4 スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上について

スポーツ基本法では「スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう務めるものとする」(5条2項)とされ、遵守すべき基準の作成と運営の透明性が求められているが、それを実現させるための今後の具体的な施策展開では、今後定められる「ガイドラインを策定する」とされるのみで、その具体的な内容については基本計画では何ら示されていない。これでは、ガバナンスの強化・透明性は担保できない。具体的なガイドラインの内容・骨子についても基本計画に盛り込むべきである。

また、その際には、公正公平な組織運営を実施するため、企業統治において社外取締役や社外監査役の就任が求められていることと同様に、スポーツ団体の運営に際しては、組織外の第三者を理事者・監事等の役員として選任すること、特に弁護士・会計士・税理士等の法律・会計等の専門職の就任を盛り込むべきである。

さらに、団体運営の透明性を担保するため、団体の規約、理事会議事録、決算書類等の団体の基本情報については、一般にも開示し自由に閲覧できる制度とすべきである。

このような施策を実効あらしめるため、実施に非協力的な場合は、支給されている補助金や税の優遇措置について不利益を受ける場合があることを明記すべきである。

5 スポーツ紛争の予防及び迅速・円満な解決に向けた取組の推進について

スポーツ紛争に関しては、日本スポーツ仲裁機構での仲裁制度の利用が求められている。しかし、スポーツ団体の多くは自動仲裁受諾条項を採択しておらず(「中間報告」42頁によれば、未だ半数にも達していない)。

仲裁に応じない事例が散見されている。これでは迅速かつ公正な紛争解決を望めない。

「中間報告」では、「日本スポーツ振興センターは、助成等を通じ、J S A Aが行うスポーツ紛争の迅速・円満な解決のための取組を支援する」(42頁34行目以下)、「J O C及び日体協の加盟・準加盟団体等並びにJ S A D及びその加盟・準加盟団体等においては、スポーツ仲裁自動受諾条項を採択し、スポーツ紛争の迅速・円満な解決のための環境を整備することが期待される。また、J O C、日体協及びJ S A Dにおいては、我が国のスポーツ団体を統括する立場にあることから、J S A Aと連携し、加盟・準加盟団体におけるスポーツ紛争の予防及び迅速・円満な解決に向けた取組を推進することが期待される」とされているが(43頁1行目以下)、これではスポーツ仲裁自動受諾条項を採択するかどうかは各スポーツ団体の自由裁量に委ねられているに等しく、スポーツ団体が仲裁自動受諾条項を早期に採択することは望み薄であり、実効性を期待できない。

日本スポーツ振興センターや国・地方自治体からの補助金、さらには税の優遇措置等で不利益が受ける可能性を示すことなどによって、各スポーツ団体に対し、強く仲裁自動受諾条項の採択を促すべきである。

また、「中間報告」では、スポーツ仲裁の現状と課題において、スポーツ団体が仲裁自動受諾条項を採択できない理由の一つとして「スポーツ団体の財政的余裕が無いために、仲裁申立てに対応する弁護士費用が捻出できないとの指摘もある」(42頁26行目以下)と記載しておきながら、「今後の具体的施策展開」において弁護士費用について何らの記載もなされていない。

弁護士費用の問題が、スポーツ団体において仲裁自動受諾条項採択の障壁となっているとするのであれば、日本スポーツ仲裁機構が行っている、仲裁や調停を利用する場合に30万円を限度として弁護士費用等を支援する制度(日本スポーツ仲裁機構、手続費用の支援に関する規則)等について、その支援金額の増額や、支援対象を拡大できるように、補助や支援を行うことを明記すべきである。

以上